

No. 348

# 全ヤ

5/89

ルンビニー園復興にご協力を



釈尊誕生の像が祀られているマヤ堂 (関連記事5面)

全日本仏教会

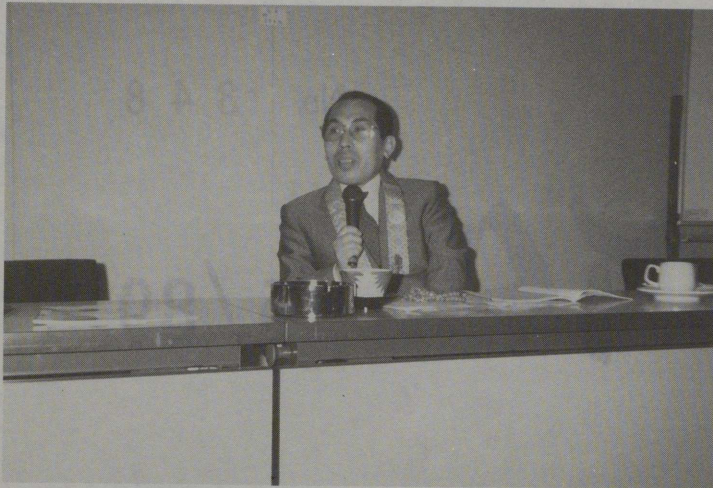
# 第一回同和研究会開く

## 「仏教における業の問題」

真田 康道師(佛敎大学 助敎授)が講演

本会の同和委員会が主催する、第一回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、去る四月二十日午後一時から浄土宗宗務庁会議室で開催された。

白川事務総長、蓮池同和委員長挨拶につづいて、佛敎大学文学部助敎授・真田康道師が、「仏教における業の問題」を講題に、要旨次のような発表を行った。



釈尊が誕生された頃のインドでは、バラモン、クシャトリア、ヴァイシヤ、シユードラという身分制度すなわち四姓制度が確立されていたが、この制度からはずされた人々も存在していた。これらの人々は、人間の人間(不可触民)として、差別に喘いでいた。

仏教以前のインドの人々の差別感覚の根底には、一つには浄・不浄、二つには業・輪廻の価値観が横たわっており、現在の生活のありようは、前世の業の結果とみられていた。このように、運命決定論的な人間観をそのままに受けとめていた人びとに対し、人間平等主義をかかげて仏教を説かれたのが釈尊である。

釈尊は、全ての人間が生老病死という平等の苦悩を持ち、また、等しく法へのめざめの可

講演される真田康道師

能性を持つていると説かれた。釈尊は、四姓制度を否定し、仏教に入信する者の、生まれや人種に関係なく、平和で平等な僧伽の実現を目指した。

釈尊は、常に覚醒し、偏見を離れ正しい智慧の眼をもって全てが起り来る本源を見よ、と教え諭された。このような見方を「縁起観」という。

さらに釈尊は、呪術的儀礼を否定し、合理的思考と理性的行為を私たちに求められた。もし私たち一人ひとりが、このような縁起観に立ち、合理的思考と理性的態度をもって、なにごとに対しても、よく見極め行動するならば、決して差別の問題は起り得ないはずである。なぜなら差別の原因は、被差別者自身に生まれながらのものとしてそなわっているのではなく、人間の愚かさや偏見といった煩惱に求められるからである。

差別意識の発生は、根源的には人間の煩惱に起因している。人間の自尊心や虚栄心・優越心・競争心・偏見などの煩惱が、不健全に相互作用するとき、差別意識がめげえる。こうした個人に根ざす意

識が社会的意識となって定着すると、さまざまな慣習が生まれ、その慣習が逆に作用して、私たち個人の意識にも影響を与えることになる。

社会的慣習が偏見に根ざして社会的害悪を及ぼすようになると迷信となり、形式に流されると因襲になってあらわれる。従って人間の煩惱に起因する差別意識は、それが不当なことは自明の理でありながら、煩惱が人間の生存と深くかわわっているために、人間が生活を営むところ、いつでも、どこでも生じる可能性がある。私たちは、差別意識の原因が、私自身の問題であることを認識し、常に、自己を冷静にふりかえる必要がある。

差別の問題を論ずる場合、いつも問題になるのが、「業」についてである。仏教では、「惑・業・苦」といわれるように、惑、すなわち煩惱にもとづいて業が生じ、業によって苦の生活があると説く。

業は、梵語の「カルマン」で、言葉の本来の意味は「行為」をさすが、行為とその行為によって生じるのちのちの影響力である「余力」とか「余勢」をも含めてもちいられている。この余力は、後代では、身体に蓄えられた潜勢力として、「習気」とか「種子」とか名づけられ、非常に重要視されてきた。

業は身業、口業、意業の三種に区別され、身体的行為だけでなく、言語や心の作用も行為と考えられるところに特徴がある。特に意業は、内部的行為だが、身業と口業といった外部にあらわれ出る行為の原因となる点で、重要視される。

業はさらに、性質上、「善」「悪」「無記」の三つに分けられ、現在の善悪の行為は、未来に幸・不幸の結果を招き、過去の善悪の行為は、現在に幸・不幸の結果を招く。この影響力は、個人の行った結果の責任を同一の個人が引き受ける個人的な業の外、同じ境遇の中で生活する複数の人々が、同一の業を引き継ぐ業があると考へねばならない。これは、仏教でいう「共業」に相当する。共業は一般的には、人々の自然環境に対する共通の観念などを生み出すもとと考へられているが、「社会観念」や「文化」などの共通意識も広義に解釈すると、これに含まれねばならない。

業論は、後世にはさまざまな形で展開され、一様に論じることが困難だが、重要なことは、業論が単なる過去の因果を語る宿業論や、将来への懲罰的戒めの意味を持った理論ではなく、自己を反省し、自分が行為を産み出し、その行為に責任を負わねばならないという、自己の主体をよく知るための理論でなければならぬことである。

行為する主体（自己）は、現在の一瞬の行為と関係するのではなく、過去・現在・未来にわたる行為と関係する。主体は、過去に対しては、自分が行った行為の軌跡として存在し、それは現在を制約し、責任感や重荷といったものを生じせしめる。この過去と現在の行為の関係を強調したのが宿業であって、後世では、業といえはこの宿業と理解する人があるが、一方で現在から未来を眺めれば、無限の可能性がある。その無限の可能性の中から自分の意志によって、一つの行為を選択する。可能性の選択は「自由」としてあり、また希望や不安といった気分を伴う。

以上のように、過去・現在・未来にわたって行為の面から人間を洞察し、反省の意味を含めて、真実の自己を明らかにしていくことが、まさしく業論の目的であろう。さらに業論は、「惑・業・苦」といった順序で説かれる迷いの系譜に属するものであり、業はあくまでも、煩惱にもとづいて成り立つものだから、煩惱の滅と同様、いつかは捨て去るべき理法である。

すなわち業論は、解脱を成就するための理論であって、解脱を目指す者にとつて現実の自己を明らかにし、業に束縛された自己を脱却して涅槃に到るためにこそ用意された理論である。つまり、自覚の道の理論であって、人間を差別する理論として使用されることがあるとすれば、それは、人間の平等性を説く仏の教えから逸脱し、内容にそぐわない理論といわねばならない。

ところで、人間の「生まれ」は、はたして宿業に含まれるだろうか。すでに述べたように、過去の行為は、自分の歩んできた軌跡として、現在の自己を規定する。いいかえると、現在の自己は、過去の業の集積によって存在する。過去の業には、後天的業も、また誕生以前から引き継いだ先天的業もある。たとえば、人間として生まれること、男女の性別、あ

程度の性格や才能、親に似た顔立ちなど、これらは、自分が生まれる以前からの性質を受け継いだことになるから、生得的な業といえるだろう。

しかし、職業や生まれなどの区分は、生得的業に含まれるだろうか。

釈尊は、「バラモンは、その生まれによってバラモンと呼ばれるのではなく、司祭者としてふさわしい行為をなすからバラモンと呼ばれる」と説いている。決して職業は、個人が生まれる以前の行為の結果として引き受ける宿業ではない。職業の区分そのものは、本来的には社会的共通観念としての行為の呼び名であるからである。

例えば、A君がBという地区で生まれ育つたとする。A君は、周囲の人々からB地区は被差別部落であるとして差別された。これを、業論に当てはめて考えると、確かにA君がB地区に誕生したことは、まされない事実であって、そこに誕生したことに関しては、A君が生まれる以前の生得的な業を引き継いだと言えよう。

しかし「B地区が被差別部落である」という認識は、客観的実体として存在するのではなく、差別をする人々の偏見、すなわち、仏教的にいえば煩惱に起因する。この偏見が歴史的には、封建時代の為政者の作意によって制度化され、社会的観念として定着することによって、被差別部落という社会的実態となり、時代を越えて継承されてきた。ここに、「B地区は被差別部落である」という部落差別

が生じて来ることになる。

このような事象は、仏教的にいえば、人々の共通の業（共業）に帰することができる。従って、「A君は、被差別部落の出身である」という認識は、A君の宿業（不共業の一つ）に帰せられるべきではなく、共業に帰せられるべきである。

釈尊は、自己を明察することによって、人間の平等性を強く主張した。業論は、おのれの姿を省みる理法として活用されるべきであって、決して他人を差別するために使用してはならない。

差別をする人々は、まさに、みずからをふり返ることなく、誤った共通の観念である共通の業を引き継いでいる。そこで、差別をする人々こそ、人間の愚かさ（無明）を持った存在のゆえに、犯した行為であることに気づき、みづからの誤りを反省し、差別の行為を糾すべきであろう。もう一度繰り返すならば、差別問題は、差別される人々の業に帰せられるのではなく、差別する人々の業に帰せられるべきであろう。

以上のように、人間は、生存のために煩惱を有し、煩惱にもとづいた業を保持している。それゆえに、人間は誰も誤りを犯し、歪んだ社会を築く危険性を持っている。それを糾すためには、自らを率直な心で正しくみつめることが必要である。釈尊は、このような意味で、まず現実を見つめることを説かれたのである。

研究会はこの後、約三十人の出席者からの質問があいつぎ、午後三時終了した。

# 天皇制シンポジウム

## 各教団など150人参集

去る三月二十七日、午前十時から東京の学士会館で、シンポジウム「天皇と神道―平成時代の宗教の課題を問う」が開催された。

このシンポジウムは、財団法人国際宗教研究所（田丸徳善理事長）が主催したもので、神道、キリスト教、新宗教等の教団関係者や各大学の研究者、約百五十人が参加、本会からは、信教の自由に関する

委員会の委員及び事務総局関係者が出席した。

開会式に引きつづいて、午前十時半から基調講演が行われた。講演者は山折哲雄（国立国際日本文化研究センター教授）、村上重良（慶応大学講師）、阿部美哉（放送教育開発センター教授）の三氏。

山折氏は「脱・天子と脱・神道」のテーマで、大喪の礼に至るまでの儀式の問題を取り上げ、天皇制の論理と神道儀式について要旨次のように話された。

現代天皇制の論理は、大喪から大嘗祭

にかけての伝統的な儀礼観念の有効性を完全に否定している。伝統的な儀礼により天皇の権威と霊威の二つが次代に継承され、新天皇の即位が名実ともに完了する。しかし、今回の即位の礼から大喪の礼に至る儀礼は、天皇の権威を確証する儀礼を温存する一方、その霊威にまつわる儀礼は一切無視している。また、神道儀礼は天皇位の継承という問題との関わりにおいては、その宗教的意義をほとんど



学士会館で開かれたシンポジウム  
.....  
ど喪失している。

村上氏は「宗教における戦後改革」のテーマで、①神道の戦後改革、②天皇制の戦後改革、の二点について見解を発表した。

戦前において天皇は、神話に依拠する絶対君主であったが、戦後は日本国憲法の施行で象徴となり、政治と軍事の大権

を失った。戦後の天皇制は法律、制度両面の改革は行なわれたものの、実質的には戦前の近代天皇制が温存されて来ている。しかし、憲法に基づいた象徴たる天皇は、無宗教的であるべきだ。

阿部氏は「翻って平成時代の宗教の課題を問う」のテーマで、戦後における天皇制の世俗化には、「神道指令」を含めGHQの占領政策が大変大きな意味を持っていたことを、具体的な資料に基づいて詳細に説明した。

その後、昼食をはさみ午後二時から、田丸氏を司会者に、パネラーには、福田繁（元文部次官・日本育英会会長）、飯坂良明（学習院大学教授）、上田賢治（国学院大学教授）、洗建（駒沢大学教授）の各氏があたり、問題提起を行った。

福田氏は「政教分離について」のテーマで、「神道指令」の成立過程にふれながら話を進め、政教分離をどう解釈するかは、日本人自身の問題であり、社会の実情に即するよう柔軟性を持たせるべきであると、話を結んだ。

飯坂氏は、世界の諸宗教の課題が、「いかに暴力・貧困・差別を克服できるか」「いかに全体的な調和を達成するか」にあるとし、世界的な規模で宗教間の対話と協力が必要であり、そうした流れの中で天皇制の問題も、よりよい到達点に向かうことができる、と自説を展開した。

上田氏は神道の立場から、①神道は我が国の「文化宗教」、②天皇は立憲国家体制上の不可分な中心要件、という見解

を示し、憲法に定められた政教分離の原則に疑問を呈した。

洗氏は、我が国の信教の自由は、GHQの宗教政策によってもたらせられたとしながら、①厳格な政教分離を維持していくこと、②国家の機関としての天皇は、宗教的にニュートラルな立場にあることが必要、という主張を述べた。

最後に、コメンテーターとして、井門富二夫氏（桜美林大学教授）が、昭和三十六年に組織された「宗教の定義をめぐる諸問題研究会」における研究内容を紹介しながら、コメントを行った。

その後、一般の参加者からも様々な質問、意見が寄せられ、シンポジウムは午後五時半、盛会のうちに終了した。

### 寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

# ルンビニー園復興の現況と展望

杜多徳雄 (全仏国際文化部長)

一九七八年(昭和五十三年)、日本において第十二回世界仏教徒会議が開催され、ルンビニー園の復興を推進するため、あらゆる支援をするという決議が採択された。

本会では、これをうけて、一九八〇年(昭和五十五年)に準備委員会を設置、翌年の五月には、理事会において、ルンビニー復興日本仏教徒委員会の設置が承認された。この委員会では、ルンビニー園の現地調査を行い、釈尊御生誕の地の復興事業への協力内容及び予算、募財目標額について検討が重ねられた。

一九八二年(昭和五十七年)二月の理事会、評議員会において、復興事業への協力内容と予算を承認、更に五月の理事會では、ルンビニー復興日本仏教徒委員会の組織を拡充することとし、その規約が承認された。

復興予算額は三億七千五百万円。加盟団体、さらには広く仏教徒より浄財を募り、(1)聖なる園の考古学調査及びマヤ堂周辺の改修造園、(2)日本に指定された地

域の整備、(3)記念碑建設、(4)WFB(世界仏教徒連盟)中央友情橋建設への協力という四つの事業を行うこととした。

ルンビニー復興日本仏教徒委員会は、加盟団体より各一名、学識経験者若干名の委員により構成され、総務、経理、募金、広報の四部会にわかれ、事業推進のための諸活動を展開することとなった。

総務部会では、本会の掲げた事業の具現化について検討、特に、僧院地区における堂等の建立、聖なる園の考古学調査の二点を中心に検討し、ネパールのルンビニー開発委員会と接渉を重ねた。しかし、僧院地区における堂等の建立については、建設後の維持管理が問題となり、考古学調査については、ネパール側の調査計画及び体制が明確でなく、実施計画を作成するまでに至らなかった。

このように、ネパール側の復興事業が一部では進行がみられるものの、全体的には遅滞しているため、本会の計画した事業も大きな進展がみられないまま、一九八七年(昭和六十二年)五月末日には

## ②

再延長した勸募期間を終了するということとなった。

このため、委員会、常務理事会において今後の方針について検討がなされ、勸募については目標額達成にむけて今後も活動を続けること、現委員会は、ネパール側の事業の遅れにより総務部会しか機能しない状況にあり、また組織が大きいため経常費がかかりすぎることから委員会を改組し、事業の推進をはかるべきであるとの結論に至り、同年五月の理事会において、これらをもりこんだ規約の改正案が承認された。

改組された委員会は、十宗派、五界仏より推薦された委員により構成され、前委員会の事業目的を引き継ぎ、これまでの審議経過をふまえ、その実施計画を策定することを重要課題として活動を展開することとなった。

この間、ネパールにおいても、この事業の進展をはかるため、ルンビニー開発委員会に変わり、国王の弟であるギャネンドラ殿下を委員長とするルンビニートラストが設置された。

委員会では、まず現状を把握するため、一九八八年(昭和六十三年)三月、委員長が現地を視察。さらには、この視察の後、ルンビニートラストより、菩提樹の根によりマヤ堂の損壊が激しいため、これを修復してほしいとの要請が本会宛であったため、同年八月にもルンビニー園を訪れ、マヤ堂の状況を中心に調査を行っ

た。

委員会では、視察報告をもとに、ネパール側より要請のあったマヤ堂の修復、中央友情橋建設への協力、堂等の建立等について検討がなされた。

堂等の建立については、地代が必要なこと、維持管理の問題、まだどの国も僧院を建設する動きがないことなどから、今後あらためて検討することとなった。

中央友情橋については、世界仏教徒連盟よりの浄財をもとに基礎工事が進められているものの、完成には大幅に資金が不足していることが報告された。本会では、世界仏教徒連盟をとおして、資金を拠出しなければならぬが、拠出額及びその時期については、今後の検討課題とされた。

菩提樹の根によりこわれかかっているマヤ堂の修復については、これに協力する方向で進むことで意見の一致を見た。しかし菩提樹が樹高二十メートル近くの大木であるため、これを移植するのも容易な仕事でなく、修復の具体的な方法については、植物や建築の専門家の意見を聞き、ネパール側と充分なる交渉を重ねて決定することとした。

本年二月には、御大喪のため来日していたルンビニートラスト委員長・ギャネンドラ殿下と会見、マヤ堂の修復に協力してほしい旨重ねて要請があった。さらに、修復には早急に着手してほしいこと、その際マヤ堂をオリジナルな形に戻したいとの要望があった。

# 同和推進十年の歩み

②

浄土宗同和推  
進事務局参与  
蓮池瑞旭

浄土宗が部落問題に関する取りくみを始めたのは、一九七七年（昭五二）度からであった。教団内部からの告発による差別図書（『浄土宗布教全書』ピタカ再版発行）にかかわる問題で、差別の記述内容の指摘と共に、教団としては関係のない発行所から出版されたものであるが、原書におけるかわりから、宗としての責任が明確にされ、教団行政内局はもとより、宗議会でも論議された中で、今後の部落問題、差別問題にも取りくむために、社会局に浄土宗同和推進委員会が設置された。

委員構成は十九名で、発行所に対する取りくみと、各種研修会・講習会での、本書の差別性を教育課題として啓発していく内容で教師（住職）研修会が実施され出した。「部落問題とかかわりはない」とする意識の中で差別図書を見すろしている体質、教師自身の差別意識をたなあげにすまま、仏の平等救済を説く矛盾性にスポットをあてた啓発活動であった。

その矢先、WCRPⅢにおける差別発言が惹起した。一九八一年（昭五五）一月十九日、第一回糾弾会が開かれ差別発言の当事者および所属する教団と全日仏が参加し、以後四回にわたる糾弾をうけた。その中で特に重要な提起は、「差別戒名の手びき書」「差別戒名墓石」「差別戒名過去帳」「差別記述と差別様式の過去帳」の問題である。

すでに法務省レベルでは、壬申戸籍の回収とその閲覧が禁止され、一応の対策がなされて当時すでに十年が経過していることや、『部落地名総鑑』購入企業に対する糾弾会に参加して来たことなどと照らし、今、仏教徒としてこの糾弾を受けていることは、仏教界の取りくみの遅れそのものであって電撃に打たれる思いであった。

これらの問題は、過去のものでなくこれを引き継いでいる以上、今日の身元調査に利用され差別選別の元凶そのものであることから、本宗での取りくみも本格的にスタートすることになっ

た。

教団内でか

かえている差

別事象の解決

と教師研修や

啓発活動の展

開は、もはや

社会局併設の

委員会組織で

は、対応すらい

出来ない状況となり、当

時の内局ではそのための充分な討議を

重ね、共通認識の上で一九八三年（昭

五八）浄土宗同和推進事務局として設

置されることになった。

組織的に取りくみを進めるための行

政上の位置づけも明確になり、機構上

の整備もはかれ、以前の委員会は浄

土宗同和推進審議会へと発展させ、宗

行政として推進していく上での諸課題

の諮問について答申する機関となった。

中でも教団所属教師の研修は不可欠

のもので、教師研修用テキスト作成が

急務となり、審議会の中に専門委員会

を編成しこれにあたった。

一九八四年 浄土宗同和教育シリーズ

①「差別をなくすために」

「差別の歴史」

一九八五年

②「浄土宗の差別事象」

一九八七年

③「差別にめざめて」

以上既刊のシリーズは、今日も充分

活用されている事は実によろこばしいことである。

なお地域特有の問題や課題もあること

から、浄土宗四十七教区すべての教

区内における指導者の育成をめざし、

一九八四年より同和問題指導者養成講

座を開設した。これは年間三講座（テ

ーマ別一講座一泊二日研修）の定期的

開設で年度ごとに終了するものとし、

一九八八年度をもって本事業は終了し

た。

一九八五年より前記事業ともかわ

って、教区長が担当する宗行政上の掌

握事項に同和問題を加えると共に、教

区同和推進委員会の設置を義務づけ、

養成講座終了者五名を中心にした委員

構成であるよう進めており、現に二十

六教区が設置された。

教師（住職）に対する研修や啓発の

場を作る組織上の整備は一応出来たも

のと考えているが、教師養成にかかわ

る課題があることから、一九八六年度

より教師資格取得の必修単位に「同和

教育概論」を加えることにした。

以上は教団組織上の体制からとりく

みの概要を報告したものであって、残された課題も山積しているが、今後はこうした組織をフルに活用して、眞の仏教教団たりうるよう差別解消にむけて取りくむ所存である。

# これからの寺院運営

②

## 宗教法人としての の支出を明確に

高木 正博

(山一証券財務コン  
サルタント室部長)

宗教法人の支出をみていきましょう。大別すると、寺院運営費、教化費、寺院維持費、人件費等に分かれます。一番大切なことは、宗教法人というのは、教義を広め、檀信徒の教化育成を行い、行事儀式を行うという、目的があるということだと思います。そのための費用は、最も大切な支出です。それでは、寺院運営費から考えてみましょう。主なものは、会議費、様々な法要に要する事務費、接待費等になるかと思えます。通信費や、檀信徒の法要に際しての茶菓のご提供等の費用も当然含まれます。

### 宗教法人支弁のものは帳簿に記載を

その他、法要に必要な品物の購入費はすべて含まれるわけですが、ここで問題

になるのは、法衣、袈裟、念珠、白衣、帯、足袋、ゲタ等は、すべて宗教法人が購入して、ご住職に貸与すべきであるということです。これは、法人が七条の袈裟を購入して貸与する限りにおきましては非課税なのですが、ご住職さんが給与を受けられて、そこから購入しますと、給与の支払い段階で、宗教法人から個人にお金に移ることになり、給与所得の源泉税の問題が発生するからです。この点に注意していただきたいと思えます。

では、宗教法人が支弁したものと、個人が支弁したものとを、どう外形的に区別するのかというと、保管管理の状況で区別するわけです。宗教法人が支弁し

たものは、寺院の一定の場所に保管しまして、寺院のものであることを明記します。そして、それを宗教法人の帳簿に、必ず記載して下さい。

### 経費への計上は合理的基準をもって

次に教化費について考えてみましょう。色々な所で、説教、或いは写経会が大変活発に行われていると思いますが、これは当然、経費になります。ご住職・教師の研修費も含まれます。宗教法人は教化団体ですから、教化費が多くなるとは逆におかしいわけです。

次に、寺務費、車輛費について考えてみましょう。これらは、徴税側との間で問題になりやすいものですが、一定の基準をもってすれば、いいわけです。

例えば、車輛費の場合ですと、現在の所得税法の解釈では、合理的な基準がなければ五〇％が経費として認められます。しかし、それ以上を宗教法人として使っているというのであれば、行き先なり、キロ数なりを記録にとどめておけばいいわけです。以前は、百分の償却も可能でしたが、年々厳しくなってきたております。光熱費や水道代も同様ですので、使用量、使用面積等の、合理的基準を明確にしておいて下さい。

もう一つの問題として、御子息さん方の教育費の問題がございます。よくでる例に、医者が息子を医学の大学に入れます。多大な学費がかかるという話があります。これと同様、御子息を宗教の学校

へ進学させても、教育費は所得税法上控除されません。

これは、宗教の学校で学んでも、卒業後、一般企業へも就職が可能であるという考え方を、徴税側がとっているからです。しかし、ご住職になるために、ご宗門の修行に行く場合は、宗教法人が、その費用を支弁して当然だと考えられております。

伴僧者や副住職さんを伴って行事に行かれた場合の支払いも問題となります。この場合は、寺同士で金銭の決済を行って下さい。お寺同士ですと、所得税法上の源泉税がかかりませんが、個人に金銭を支払いますと、給与所得とみなされ、源泉税の対象になるからです。

### 宗教本来の行為はすべて非課税

次に宗教法人と関係の深い収益事業について考えてみましょう。

ご存知の通り、収益事業の範囲を三つの業種に分けております。逆に申し上げますと、一般の会社が、皆様と同様の行為を行っても、業として成り立たない行為が非収益事業ということになります。即ち、宗教に基づきます儀式を行うこと、一般的な表現を使いますと、通夜・告別式等の儀式は一般企業が行うことができないう行為であり、非収益事業として、非課税になります。消費税の問題もあわせて考えてみましょう。

消費税がもとより課税しない具体的なものには、戒名・お守り・お札・おみく

# バングラディシュ 国際文化部が現地視察

ており、視察に訪れた事務局長一同は、子供達から大歓迎を受けた。

本会からの救援金は、洪水に浸かった孤児院の建物や外塀等の補修工事に、充分活用されていた。

ご協力下さいました皆様に、重ねて御礼申し上げますと共に、ご報告致します。

去る四月二・三の両日にわたり、本会国際文化部では、バングラディシュ現地視察を行った。

当地では、昨年八月、大洪水に見舞われ、本会ではこの災害に対する救済活動を展開し、救援金をグツカ市のグンマラージカ仏教孤児院へ送った。

現在、孤児院には六百人の子供が収容され

じ等があり、これらは非課税です。逆に、絵葉書、写真、暦、蠟燭、添花等は、収益事業と同じで課税されます。結婚式は、挙式部分是非課税ですが、披露宴は課税されます。皆様方が宗教法人立の幼稚園を経営されていますと、授業料、寄付金は非課税です。

課税、非課税を列挙いたしましたが、今回、消費税には特例事項がありまして、年間の売上げが三千万円以下の場合、消費税を免除するという規定があります。ことを御承知おき下さい。

## 事務局(録事)

(四月)

- 一日 ルンビニー園現地調査 (～八日)
- 九日 朝霞念法寺落慶法要出席
- 十一日 局内会議
- 十三日 日宗連理事会出席
- 十七日 局内会議
- 二十日 同和委員会研究会  
桜を見る会出席
- 二十一日 ルンビニー委員会
- 二十三日 名古屋念法寺落慶法要出席
- 二十六日 文化庁宗務課との懇談会
- 二十七日 医療と宗教を考える会出席  
局内会議
- 二十八日 監査会

## 日本の心を伝える



寺院内陣荘厳・仏具納骨堂工事

# はせがわ

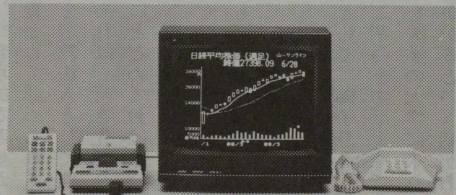
西日本本部／福岡市博多区博多駅前日生ビル ☎092(472)1621(代)

東京本部／東京都中央区銀座共同ビル新銀座 ☎03(541)3891(代)

寺院専門工場 (栃長谷川仏具工事／直方市大字中東明日香台 ☎09492(4)7214(代))

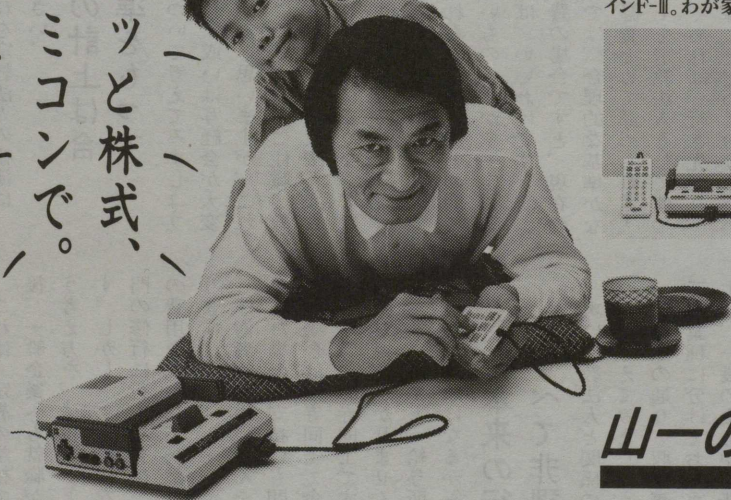
## ファミコンで、リアルタイムの株式投資。

時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピッとできる。山一のサンラインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



## 山一のサンライン

ピピッと株式、ファミコンで。



お申込みは最寄りの山一証券、本・支店または下記の電話へ  
「サンライン」専用お問合せ電話(通話料金無料)

☎(局番なし) **0120-001234** ※平日8:30～17:00  
※土曜(第2・3を除く)8:30～12:00

## 山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1  
☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を業書に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上、〒103 東京都日本橋馬区内 山一証券証券情報部へご請求ください。

資料請求券  
サンラインF-III  
全 仏

一九八九年五月一日発行  
五百号 第三四八号

発行人 白川良純  
発行所

材団法人 全日本仏教会

〒一〇五 東京都港区芝公園四一七-四